

小樽市立向陽中学校いじめ防止基本方針

※令和7年10月改定

はじめに

平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が成立し、北海道においては、平成26年4月に「北海道いじめの防止に関する条例」を施行するとともに、同年8月に「北海道いじめ防止基本方針」を決定しました。

本校においても、「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの生徒にも起こりうる」という基本認識に立ち、生徒が夢と誇りを持ち、楽しく豊かな学校生活を送ることができるよういじめのない学校づくりを推進するとともに、対人関係から生じたトラブルやいじめの問題を解決し、人間関係を修復していく力を身に付け、変化の激しい社会において自立し、たくましく生きていく力を育んでいくことを目指し、法第13条の規定に基づき「小樽市立向陽中学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

本校におけるいじめ防止のための基本的な姿勢

- 学校、学級内でのいじめを生まない、いじめを許さない環境をつくります。
- 生徒、教職員の人権感覚を高め、豊かな人間関係を築きます。
- いじめの未然防止に最大限努めるとともに、いじめを見逃すことなく早期に発見し、適切な指導を行い、いじめを早期に解決します。
- いじめ問題について、保護者・地域そして関係機関との連携を深めます。

1 いじめの理解

(1) いじめの定義【条例第2条】

「いじめ」とは、「本校に在籍している生徒に対して、本校に在籍している等の一定の人間関にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。学校では、「いじめ」を訴えてきた生徒の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、生徒を守るという立場に立って事実関係を確かめ対応に当たります。

また、いじめを理解するに当たっては、次の点に留意します。

- ① いじめを受けた生徒の中には、「いじめを受けたことを認めたくない」、「保護者に心配をかけたくない」などの理由で、いじめの事実を否定することが考えられることから、いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた生徒や周辺の状況等を踏まえ、客観的に判断し、対応します。
- ② インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該生徒が心身の苦痛を感じるに至っていない場合も、いじめと同様に対応します。
- ③ 生徒の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることや多くの生徒が被害生徒としてだけではなく、加害生徒としても巻き込まれることや被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ、

対応します。

なお、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害生徒が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応を行います。ただし、これらの場合であっても、いじめに該当するため、事案を法第22条及び条例第23条に基づいて設置する組織（以下「いじめ対策委員会」）で情報を共有して対応します。

- ④ 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。日頃からグループ内で行われているとして「けんか」や「ふざけ合い」を軽く考え、気付いていながら見逃してしまうことも少なくないため、ささいに見える行為でも、表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応します。
- ⑤ 生徒が多様性を認め互いに支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、例えば、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ生徒」、「東日本大震災により被災した生徒又は原子力発電所事故により避難している生徒」等学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行います。

（2）いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、必要に応じ、被害生徒と加害生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

- ① いじめに係る行為が止んでいること（3か月を目安とする）
- ② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易には消えない場合も十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめの被害生徒及び加害生徒について、日常的に注意深く観察していきます。

2 いじめ防止に向けた基本方針（いじめを見逃さず、豊かな人間関係を築く教育の推進）

- （1）校長のリーダーシップの下、教員と心理や福祉等の専門スタッフとの連携・協働や学校のマネジメントが組織的に行われる体制を整備し、家庭、地域、関係機関等と連携した「社会に開かれたチーム学校」として、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努めます。
- （2）学校は、生徒が安心して通い、学習や生活ができる場であることが求められることから、單にいじめをなくす取組にとどまらず、規律正しい態度で主体的に参加し、活躍できる授業づくりや、好ましい人間関係を基礎に豊かな集団生活が営まれる環境づくりを進めます。
- （3）生徒が主体となって、いじめのない社会を形成するという意識を育むため、生徒の発達段階に応じたいじめを防止する取組が実践できるよう道徳教育や人権教育を充実させながら、指導や支援をします。

- (4) いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの生徒にも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解消できるよう保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導にあたります。
- (5) 情報化社会で適正な活動を行うための基となる考え方と態度を育成する情報モラル教育の取組を強化し、インターネット等の正しい利用方法等を学習させるとともに、インターネット利用等に関する小樽市のルール「おたるスマート7」等を通じて、生活習慣の改善とインターネット上のいじめの防止等に取り組みます。
- (6) 相談窓口を明示するとともに、生徒に対して定期的なアンケートや個別面談を実施するなど、生徒一人一人の状況の把握を組織的に行います。
- (7) いじめを絶対に許さないこと、いじめられている生徒を守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、校長のリーダーシップのもと組織的に取り組みます。
- (8) いじめの問題に迅速に対応するには、いじめの早期発見が不可欠であることから、全教職員が「いじめは、どの児童生徒にも、どの学校にも起こりうる」、「いじめ見逃しそれ」という意識をもち、生徒のささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりを持ち、いじめを看過したり軽視したりすることなく、積極的にいじめの認知に努めます。
- (9) いじめを認知した場合、家庭や関係機関と連携して、直ちにいじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保します。いじめたとされる生徒に対しては事情を確認した上で、いじめが行われていた場合は、その保護者と情報を共有して別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、いじめを受けた生徒への謝罪の気持ちを醸成させるなど組織的に対応します。
- (10) 保護者、地域住民、その他の関係者といじめの問題について協議する機会を設け、認識を共有して、より多くの大人が、生徒の悩みや相談を受け止めることができるよう連携した取組を進めます。
- (11) 教職員は、いじめを発見し、又は相談を受けた場合は、当該いじめに係る情報を学校の定めた方針に沿って記録するとともに、速やかに「いじめ対策委員会」に報告し、全職員による組織的な対応に繋げます。「いじめ対策委員会」において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的な対応方針の下、被害生徒を徹底して守り通します。
- (12) 教職員は、生徒に直接指導する立場にあることから、教職員の言動が生徒に大きな影響力を持つとの認識の下、教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう十分留意します。

3 いじめ対策のための校内組織の設置（別紙1）

（1）学校いじめ対策組織の設置

いじめの防止等に関する措置を実行的に行うため、学校いじめ対策組織として、校長、教頭、担任、生徒指導主事、生徒指導部、養護教諭及び必要に応じて心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラーや学校医等からなる「いじめ対策委員会」を設置します。

（2）「いじめ対策委員会」の役割

- ① 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成。
- ② いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり。

- ③ いじめの相談・通報の窓口。
- ④ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、教職員全体での共有。
- ⑤ いじめを察知した場合には、情報の迅速な共有、関係のある生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係を把握し、いじめであるか否かの判断を行う。
- ⑥ いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容・情報共有・教職員の役割分担を含む対処プランの策定と実行。
- ⑦ いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の組織的な実施。
- ⑧ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム等）の作成・実行・検証・修正。
- ⑨ 学校いじめ防止基本方針における年間計画（学校いじめ防止プログラム等）に基づく、いじめの防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施。
- ⑩ 学校いじめ防止基本方針が自校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と、学校いじめ防止基本方針の見直し（P D C Aサイクルの実行を含む）。
- ⑪ 学校いじめ防止基本方針及び学校いじめ対策組織である「いじめ対策委員会」の役割の生徒や保護者、地域住民への周知

（3）学校評価の実施

学校評価において、いじめ問題への取組について生徒及び保護者からのアンケート調査や教職員の自己評価を行い結果を公表するとともに、改善策を検討し指導の充実を図っていきます。

4 いじめの未然防止のための取組

（1）生徒に対して

- ① 生徒一人一人が互いを大切にし合い、誰とでも適切な人間関係を築き、学級の一員として自覚と責任を持って行動できるよう規範意識の醸成に努め、生徒一人一人の人格が尊重され安心して過ごせる学級づくりに取り組みます。
- ② 生徒指導の機能を生かした分かる授業づくりを行い、生徒に基礎・基本の定着を図り、学習に対する達成感・成就感を育みます。
- ③ 日常的な生徒への挨拶、声かけ、励まし、賞賛、対話を通し、生徒の個性の発見とよさや可能性の伸長を図り、社会的資質・能力の発達を支えます。
- ④ 「いじめは決して許されないこと」という認識を生徒がもつようさまざまな活動の中で指導していきます。
- ⑤ 思いやりの心や生徒一人一人がかけがえの無い存在であるといった命の大切さを育むため道徳教育や人権教育、情報モラル教育の充実を図り、いじめをしない、させない態度・能力を育成します。
- ⑥ いじめを受けていると感じた際には、担任をはじめ学校内外を問わず誰かに相談することを指導するとともに、いじめに気づいたときには、傍観者とならず、すぐに先生等に知らせるなどいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう指導します。

⑦ いじめの芽はどの生徒にも生じ得ることを踏まえ、生徒同士が主体的にいじめの問題について考え、議論するなど生徒会を中心とした自発的な取組を行います。

(2) 学校全体として

- ① 生徒一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、生徒との信頼関係を深めます。
- ② 「いじめ問題」に関する校内研修等を行い、「いじめ」についての理解と実践力を高めます。
- ③ 生徒が性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう学校教育全体を通じて性暴力防止に向けた「生命（いのち）の安全教育」を推進します。
- ④ 生徒及び保護者を対象としたいじめ（ネット上のいじめも含む。）防止のための啓発活動を推進します。
- ⑤ 学校便りや家庭訪問などを通し、家庭との緊密な連携・協力に努めます。
- ⑥ 配慮を必要とする生徒の情報を把握・共有し、入学や進学時等学校生活の節目に応じ適切な指導に努めます。
- ⑦ 「性的マイノリティ」とされる生徒に対して、プライバシーに十分配慮しながら適切な支援を行うとともに、生徒に対して必要な指導に組織的に取り組みます。
- ⑧ 「多様な背景を持つ生徒」について、当該生徒の特性等を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者と連携し、周囲の生徒に対して必要な指導に組織的に取り組みます。

5 いじめの早期発見のための取組

(1) いじめの積極的な認知

いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いという認識の下、「いじめ見逃しがゼロ」に向け、ささいな兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から複数の教職員で的確に関わりを持ち、いじめを隠蔽・看過・軽視することなく、いじめを積極的に認知します。

(2) いじめの早期発見のための取組

- ① 定期的なアンケート調査、学校環境適応感尺度「アセス」、教育相談等を実施し、早期のいじめの実態把握と教職員全体でのいじめに関する情報の共有を行います。
- ② いじめ対策委員会により事実関係を把握し、積極的にいじめを認知します。
- ③ 電話相談窓口を周知するとともに、保健室やスクールカウンセラーとも連携し生徒との相談を行います。
- ④ ネットパトロールを実施し、関係機関と連携しインターネット上のいじめの状況把握に取り組みます。

6 いじめに対する早期対応の取組

(1) いじめに対する指導

学校は、いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員が問題を抱え込むことなく、適切なアセスメントに基づき、迅速かつ組織的に対応し、いじめを受けた生徒を守り通し、傷つい

た心のケアを行うとともに、いじめを行った生徒に対しては、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導します。

(2) いじめに対する早期対応の取組

- ① 教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもといじめの早期解決に取り組みます。
- ② いじめを受けた生徒及びいじめを知らせてきた生徒を守り通し、安心して教育を受けられる環境を確保します。
- ③ 必要に応じいじめを受けた生徒へのスクールカウンセラー等による教育相談を行います。
- ④ いじめを行った生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨とする教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導します。
- ⑤ いじめを見ていた生徒に対して、自分の問題として捉えられるようにするとともに、いじめの事実を早期に学校、家庭、関係機関等に知らせるよう指導します。
- ⑥ 保護者に事実関係を伝え情報を共有するとともに、いじめを受けた生徒及びいじめを知らせてきた生徒と保護者に対する支援や助言、いじめを行った生徒に対する指導及び保護者への協力要請と助言を行います。
- ⑦ 「いじめ」が暴行や傷害等犯罪行為にあたると認められる場合や、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる場合などは、直ちに警察に通報して、いじめを受けた生徒を守ります。その際は、学校での適切な指導・支援を行い、いじめを受けた生徒・保護者の意向にも配慮した上で、警察に相談・通報し、連携して対応します。
- ⑧ いじめを受けた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、当該生徒に合わせた継続的なケアを行います。
- ⑨ いじめを行った生徒に対しては、事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切に指導するとともに、当該生徒の状態に応じた継続的な指導及び支援を行います。

7 重大事態への対応

(1) いじめの疑いに関する情報

- ① いじめ防止対策推進法第22条「いじめの防止等の対策のための組織」(VI 組織体制参照)でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- ② いじめの事実の確認を行い、結果を小樽市教育委員会(以下、市教委)へ報告
- ③ 生徒や保護者から、いじめられていて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態ととらえる必要がある。

(2) 重大事態の発生

- ① 市教委に重大事態の発生を報告(※市教委から地方公共団体の長等に報告)
 - ア) 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」(児童生徒が自殺を企図した場合等)
 - イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手)

※ 「生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき」

○市教委が、重大事態の調査の主体を判断

(1) 学校を調査主体とした場合

市教委の指導・支援のもと、以下のような対応に当たる

◆ 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

※組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の^{人間関係又は特別の利害関係を有しない}第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。

※生徒の生命又は身体に被害が生じている、正に被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合は、市長の判断により、緊急に総合教育会議を開催し、講すべき処置について教育委員会と十分な意思疎通を図り、一体となって取り組むための協議・調整を行うことができる。

※第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

◆ 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

※いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。

※たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしっかり向き合おうとする姿勢が重要。

※これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

◆ いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

※調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）。関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。

※得られたアンケートは、いじめられた生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

◆ 調査結果を市教委に報告（※市教委から地方公共団体の長等に報告）

※いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

◆ 調査結果を踏まえた必要な措置

(2) 市教委が調査主体となる場合

◆ 市教委の指示のもと、資料の提出など、調査に協力

【平成25年文部科学省生徒指導リーフレット増刊号『いじめのない学校づくり』「学校いじめ防止基本方針」策定Q & A参考】

8 いじめ防止の取組に係る年間指導計画（別紙2）

いじめの未然防止や早期発見のためには、学校全体で組織的・計画的に取り組む必要があります。年度当初に、組織体制を整えるとともに、年間の指導計画を立てて、学校全体としていじめ防止に取り組みます。

9 保護者の取組（学校や地域との協力による子どもの規範意識の育成）

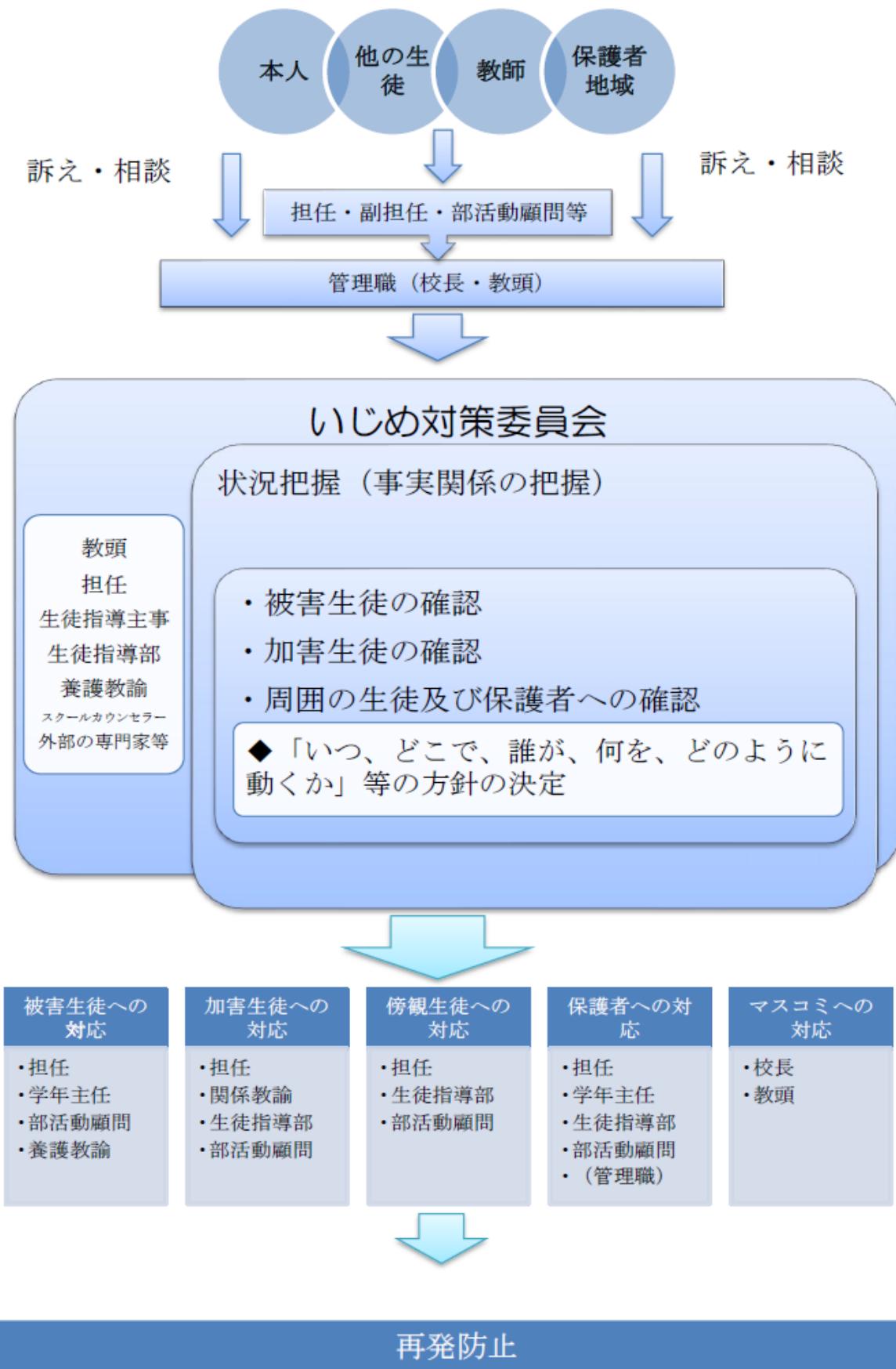
子どもの規範意識を育成し、いじめを起こさせない環境づくりを進めるため、保護者は学校や地域と連携し、いじめ防止に向け次の取組を行います。

- (1) どの子どもも、いじめの加害者にも被害者にもなりうることを意識し、いじめに加担しないよう指導に努め、また、日頃からいじめ被害など悩みがあった場合は、周囲の大人に相談するよう働きかけます。
- (2) いじめを防止するために、学校や地域の人々など児童生徒を見守っている大人との情報交換に努めるとともに、根絶を目指し互いに補完しあいながら協働して取り組みます。
- (3) 子どもの発達の段階を踏まえ、必要に応じ、自ら範を示すなどして基本的な生活習慣や社会生活上のルールやマナー等を身に付けさせます。
- (4) 日頃から家庭において、子どもの会話や触れ合いを通して生活の様子の変化や不安な気持ちなどの兆候をいち早く把握できるように努め、把握した場合には、子どもに寄り添い、悩みや不安等を共感的に理解するとともに、学校をはじめ関係機関等に相談して支援を受けながらその解消に努めます。
- (5) 子どもがいじめを受けている場合には、気持ちを受け止め、心と体を守ることを第一に考え、「絶対に守る」という気持ちを伝え、安心させるとともに、子どもの心情等を十分に理解し、対応するよう努めます。
- (6) 子どもがいじめを行った場合には、自らの行為を深く反省するよう厳しく指導するとともに、同じ過ちを繰り返すことがないよう、見守り支えます。
- (7) インターネットを通して行われるいじめを防止するために、子どもが携帯電話等を使用する場合には、保護者は、フィルタリングの設定を行ったり、約束の時間が守られているか確認したりするなど、インターネット利用等に関する小樽市のルール「おたるスマート7」の徹底をします。また、インターネットにおいて青少年有害情報が多く流通していることを認識し、子どものインターネットの利用の状況を適切に把握するとともに、インターネットを適切に活用する能力の習得の促進に努めます。

10 教育委員会や関係機関との連携について

- (1) 「いじめ」が暴行や傷害等犯罪行為にあたると認められる場合や、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる場合などは、直ちに警察に通報し、連携して対応するとともに、いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなど重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告します。
- (2) 重大事態発生時の対応等については、法や小樽市いじめ防止基本方針、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインに即して小樽市教育委員会からの指導・助言を受けながら、学校として組織的に対応します。
- (3) 地域全体で「いじめは絶対に許されない」という認識をもつことが大切であることから、学校運営協議会やPTAの会合等で、いじめ問題など子どもの健全育成についての情報交換や対策等について話し合いをしていきます。

別紙1 いじめ対策に係る校内組織体制



別紙2 年間指導計画

| | 職員会議等 | 未然防止の取組 | 早期発見の取組 | 備 考 |
|-----|---|---|-----------------------------------|-----------------|
| 4月 | ◆いじめ対策委員会 ・指導方針 ・指導計画 ・二者面談での保護者への啓発確認 | ・いじめの実態把握 調査 | ・相談窓口の周知 ・二者面談 | ・P T A総会での説明と啓発 |
| 5月 | ○校内研修 ・生徒理解 | ・道徳教育の充実 ・校区内清掃との関連 ・旅行的行事との関連 ・生徒総会での全校生徒への啓発 | | |
| 6月 | | | ・いじめ把握アンケート(1回目) | ・道教委いじめ調査 |
| 7月 | ◆いじめ対策委員会 ・情報共有 ○前期学校評価 | | ・教育相談 | |
| 8月 | | ・いじめ防止標語 | ・夏休み学習会等での生徒の見取り | |
| 9月 | | ・道徳教育の充実 | ・P T Aとの意見交流 | ・道教委いじめ調査 |
| 10月 | ○校内研修 ・情報交流 | ・文化祭との関連 | ・アセスの実施 ・教育相談 | |
| 11月 | ◆いじめ対策委員会 ・情報共有 | ・生徒会活動の充実 ・いじめ防止サミット ・情報モラル教室 | ・いじめ把握アンケート(2回目) ・二者面談、三者面談の実施 | ・市教委いじめ防止キャンペーン |
| 12月 | ○後期学校評価 | | | ・道教委いじめ調査 |
| 1月 | ◆いじめ対策委員会 ・本年度の評価 ・課題の整理 ・次年度の計画作成 | | | |
| 2月 | | | ・P T Aとの意見交流 ・保護者への評価の公表 | |
| 3月 | ◆いじめ対策委員会 ・次年度の確認 | | | ・市教委いじめ調査 |